

Business News

第186号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、「企業に求められるマイナンバー制度の実務対応」の第2回目として、牛島総合法律事務所・影島広泰弁護士・薬師寺怜弁護士に寄稿いただきました。

企業に求められる「マイナンバー制度」の実務対応（2）

第2回は、民間企業で必要となるマイナンバー法対応3ステップ（(1) 個人番号を収集し、(2) 適切に保管し、(3) 帳票に出力して行政機関等に提出する）のうち、(1) 個人番号の収集について解説します。

1. 民間企業における従業員、扶養親族等をめぐる実務対応

民間企業では、2016年1月以降、給与所得の源泉徴収票等の税務関係帳票や社会保険関連の帳票に個人番号の記載を求められることとなります。そのため、パートやアルバイトを含む全従業員およびその扶養親族等（以下あわせて「従業員等」といいます）から個人番号の提供を受ける必要があります。

従業員等の個人番号は、入社時にあらかじめ提供を受けておくことができるとされています。その際、保有している個人情報合計5,000件を超える企業（「個人情報取扱事業者」）は、個人番号の利用目的を、本人に通知するか、または公表しなければなりません。

2. 個人番号の取得時には本人確認が必要

個人番号の提供を受ける際には、本人確認が必要です。本人確認とは、「番号確認（番号を書き間違えていないかどうかの確認）」＋「身元（実在）確認（番号を提供している人物が実在する本人か否かの確認）」の2つを行うことをいいます。代理人から提供を受ける際には、「代理権の確認」＋「代理人の身元（実在）確認」＋「本人の番号確認」の3つを行う必要があります。

本人確認のやり方には、以下の4パターンがあります。

パターン	企業における本人確認の方法（原則）
1：従業員等→企業 （企業が従業員等本人から直接提供を受ける） 例：扶養控除等申告書の従業員の個人番号	以下の(i)～(iii)のいずれかを確認 (i) 個人番号カード (ii) 通知カード＋運転免許証 or パスポート等 (iii) 住民票写し＋運転免許証 or パスポート等
2：配偶者→（従業員（代理人））→企業 （配偶者の個人番号を、従業員を通じ提供を受ける） 例：国民年金第3号被保険者関係届	以下の全てを確認 委任状等＋従業員の運転免許証 or パスポート＋配偶者の個人番号カード or 通知カード or 住民票
3：扶養親族等→従業員→企業 （従業員等に提出義務がある書面に、従業員が扶養親族等の個人番号を記載し、企業に提出する） 例：扶養控除等申告書の扶養親族等の個人番号 例：健康保険被扶養者届の被扶養者の個人番号	従業員の個人番号…パターン1と同じ 扶養親族等の個人番号…企業での本人確認は不要
4：従業員等→行政機関 （従業員等が直接行政機関等に提出する） 例：健康保険高額療養費支給申請書	（この書類は、企業は原則として取り扱えません。したがって、取り扱わないこととするか、企業が従業員等の代理人となる等の対応が必要となります。）

なお、従業員の運転免許証やパスポートの確認は、以下の場合には不要です。

- (a) 企業が氏名および住所または電話番号を印字した書類を従業員に交付し、従業員が当該書類を使って企業に個人番号を提供する場合
- (b) 入社時に本人確認している企業において、従業員から対面等で個人番号の提供を受ける場合
- (c) 2回目以降に対面等で個人番号の提供を受ける場合

（牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰、薬師寺怜）